

県出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成19年8月23日(木)

開会時間 午前10時04分

閉会時間 午前11時55分

場 所 第3委員会室

委員出席者 委員長 保延 実
副委員長 渡辺 英機
委員 土屋 直 中村 正則 大沢 軍治 森屋 宏
岡 伸 鷹野 一雄 白壁 賢一 安本 美紀

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

企画部長 新藤 康二 企画部次長 小川 昭二 企画課長 古屋 博敏

県民室長 輿石 和正 県民室次長 藤原 克己 生涯学習文化課長 大森 大一

森林環境部長 今村 修 林務長 若林 一明 森林環境部次長 橘田 和正

森林環境部次長 土屋 正文 森林環境総務課長 後藤 雅夫

環境整備課長 樋口 雅行 森林整備課長 岩下 正孝 県有林課長 小林 喜和

商工労働部長 横森 良照 商工労働部次長 中楯 幸雄 商工総務課長 中村 雅夫

商業振興金融課長 深沢 博昭 工業振興課長 清水 幹人

土木部長 小野 忠 土木部次長 下田 五郎 土木部次長 丹澤 博

道路企画室長 小池 雄二 下水道課長 山田 佳男 住宅課長 三枝 博

教育長 ・瀬 孝嘉 教育次長 佐藤 安紀 教育庁次長 広瀬 猛

スポーツ健康課長 今井三千雄

県警刑事部長 長田 富士夫 組織犯罪対策課長 北林 亘

議題 県が出資している法人の経営状況の調査の件

審査の結果 付託案件に対する審査の結果については、「いずれの法人も概ね一定の経営努力のもとに運営されているものと認められる」とすることに決定した。

審査の概要 午前10時4分から11時55分まで出資法人の審査を行った。

まず、議題について総括審査を行うこととした。

次に、本日の総括審査の方法は各法人の経営状況について、総括的な質疑及び意見を順次発言することとした。なお、「各法人の経営状況に対する意見」について、別紙調査表のとおり提出があり、提出者から調査表に記載の意見と併せ発言することが了承された。

次に、総括審査に入り、別紙調査表記載の意見を中心に質疑が行われた。

主な質疑等

(山梨県土地開発公社について)

渡辺副委員長

最初に土地開発公社の米倉山に関する事で伺いたいと思います。

土地開発公社にとりましては大変な問題であろうかと思いますが、具体的な米倉山の活動、活用策、こうしたものが余り見えてこないんですけども、この問題に関しては早急に英断を持って解決の方向に向かっていくというのが一番いいのではないかと私は思うのですが、これに関して今後どういう取り組みをしていくのか伺いたいと思います。いかがですか。

古屋企画課長

先生御指摘の米倉山ニュータウン造成地の利活用方策についてでございますけれども、これまでも検討委員会を設置するなど、長年にわたりまして検討を重ねてまいりますとともに、企業誘致にも取り組んでまいりましたが、現在いずれも具体化には至っておりません。このため、利活用方策につきまして庁内の関係課の連携を図りながら幅広く検討をするということが必要ではないかということで、既に一昨年になりますが、17年12月に庁内検討チームを設置いたしまして、企業の立地の動向でありますとか、あるいは社会経済的な情勢等の分析も含めまして情報交換を行いながら、幅広い視点からの利活用方策を持ち寄って、その具体化に当たっての課題を整理するなど、全庁的なさまざまな角度から検討を現在行っているところでございます。

渡辺副委員長

御苦労されているということは伺えるわけですが、県の考え方の中で具体的に売却するのか、それとも利用計画があるのか、その辺はどうなんですか。県のスタンスというものがよく見えないというのも現状ですが、今、企業誘致とかいろいろな話があって、幅広い検討をしているということですが、非常に答えづらい中身というのはわかりますが、早く処分した方が私はいいような気がするんです。売却の先が見えているかなということ、なかなか難しいのですけれども、そういう感触というのはありますか。購入者あるいはあの土地を利用したいというような計画みたいなものはありますか。

古屋企画課長

米倉山造成地は、現況が粗造成の段階ですので、ちょっと状況を申し上げますと、企業からここ数年、問い合わせと申しますか、引き合い等がありました。その中にバイオの関連企業ですとか、あるいは医療機器の関係企業等々が数社ほど引き合いがありまして、あるいは引き合いとまではいなくても米倉山造成地はどうなっているのかという打診とか、問い合わせ等がございます。

しかしながら、一方で地価の公示等を見ましても、先般報道もされておりますが、三大都市圏等は地価が上昇する。一方で山梨県につきましては、下げどまってはおりますけれども、引き続きまだ下落傾向にあるというようなことがあります。一方、企業の設備投資につきましては、大分全国的にも上向きと申しますか、今年度実績見込みになります。7.3%程度、設備投資の伸びもあるということでして、そうした経済動向や企業の立地動向と申しますか、御案内のとおり圏央道が開通しまして、県東部の上野原方面につきましては大分企業立地が進んでいるという状況もあります。

今後そういった経済情勢、あるいは企業の立地動向が山梨県全体にどうい

うふうに及んでくるのかといったところもよく分析といえますか、状況を把握して検討していきたいと考えておりますが、まずは米倉山の全体的な活用方策についてこういった方向で活用するのかという議論をできるだけ早く詰めていきたいと考えております。

渡辺副委員長

一般に県民の受ける印象というのは、非常に負の財産になっていまして、150億を超える米倉に対する負債は県の公社に対する非常に大きなマイナス資産になっているわけです。実際は152億ですか。今の簿価からいいますと、土地の価格というのはどのぐらいのところで評価しているんですか。

古屋企画課長

昨年の予算の中でも御論議いただいたところですがけれども、平成17年度末におきまして、今、先生が御指摘のとおり152億円の簿価でございました。17年におきまして土地開発公社の経理基準要綱が改正になりまして、簿価と、恐らくこうだろうという実勢価格との間に50%以上乖離がある場合には、簿価については実勢価格をもって評価するという制度が導入されました。その結果、当時152億ございましたけれども、近傍類似等の公示価格等を時点修正しまして、昨年の3月時点でありまして、約53億円というふうに見えております。

渡辺副委員長

53億円という数字は購入時の金額というふうに解釈していいんですか。そのぐらいかかっているんですか。

古屋企画課長

53億円といえますのは、あくまでも昨年3月時点の近傍類似の土地の評価額から割り出した数字でして、造成当時の価格、取得当時の価格ということではございません。

渡辺委員

我々が理解しているのは、概算ですが、当時70億でこれを購入しました。そして、約39億、造成にかかった。その後の利息等を含め総額152億円。こういうふうを考えています。

ただ、私、前から申し上げておりますけれども、バブルのはじけた、そういうマイナスというのはどこでもあることで、県にとってみれば、むしろ被害は、少なかったという言い方をすると、県民の皆さんにおしかりいただくかわかりませんが、早く対応することによって、また次へのステップができるんだらうと思っておりますので、幅広いも結構ですけれども、時代を見据えた上で少時的を絞った解決策というものが必要ではないかなと思っております。この辺はいかがですか。

古屋企画課長

米倉山造成地は御案内のとおり、段差があるという状況ですとか、それから区画が大小さまざまな形状を持っているということもございますので、なかなか絞ったというのが難しい状況ではありますけれども、できるだけ早期に活用方策を見出していきたいと考えています。

岡委員

この再建計画は平成17年の3月24日、つまり16年度で策定されているわけですね。ですから、17年、18年、19年、もう既に3年目に入っているわけですね。そういう中で今、御答弁いただきましたように、17年12月に庁内検討委員会というのを再度作り直しをしたわけですね。私は、幅広く検討しているということについて十二分に承知はしているつもりではありますけれども、150億の負債を抱えているということを含めて、こ

これは、知事の言う言葉の様にですね、もったいない。全くもったいない。150億を寝かせておこなんで、全くもったいないというのに、もう3年かかって何も前に進んでいない。そういう状況であります。庁内検討委員会で、今のメンバーは十何人とお聞きをしているのですが、その中に、部長クラスも入っているのかどうか、お聞きをします。

古屋企画課長 検討委員会でございますが、関係する課の課長をもってメンバーとしております。

岡委員 今年、今までの間で何回くらい検討なさったのですか。その検討委員さん全員が出席してそれなりの発言があったのかどうか、お聞きをしたいと思います。

古屋企画課長 大変申しわけございません。今手元に構成メンバーの表が見つかりませんので、また後ほど御報告をさせていただきたいと思いますが、ことしは6月に開催をいたしまして、先ほどちょっと触れましたけれども、米倉山造成地、今、粗造成状態。これを完成土地にするためには、どのような区画の整備手法があるのかというような技術的なことも含めて検討するということが1点。

それから、先ほどちょっと申し上げましたが、企業の立地動向ですとか、特に首都圏の方から見た場合に山梨県のポテンシャルがどういうふうに見られているのかということ等につきまして意見交換を行ったところです。

具体的な利活用方策、どういうふうにするのかということについては、昨年度、さまざまな案が出ておりますけれども、いろいろな案を具体化するに当たっての課題といいますか、整備手法等、あるいは1年たったところでの社会的な、あるいは経済的な情勢等の分析等について情報交換を行ったという状況です。

出席いただいたのは、大半が担当の課長補佐と記憶しております。

岡委員 わかりました。いずれにしても、担当課長さんたちは一生懸命努力をされているということはわかるわけでして、そういう点で私は150億のこの債務についてもったいないという考え方から、県民の財産ということから考えてみても、これは部局長さんが先頭に立って、もっと言うならば知事が先頭に立ってやるべきことじゃないのかなと、思うわけです。150億をそのまま寝かせて、再建計画が改定されて既に3年たっても全く進んでいないということですから、企画部長は一言、その辺の考え等を述べていただきたいと思います。

新藤企画部長 ただいま知事が先頭にというような御指摘もいただいたわけでありまして。知事は十分承知といたしますが、気にかけておりまして、知事みずから広範な、また極めて強い人脈もお持ちということで、知事が東京に出張の際などを通じて、不動産関係者とか、あるいは大手のコンサルの方々というような方とお会いをしまして、情報収集に努めているところです。

先ほど企画課長からもお答えをしておりますけれども、米倉山を取り巻く環境がここに来て、大きなインフラの関係で、前よりもある程度明るくなってきたきざしがある。こういう中で、従前のように暗い中での検討、早くに売却、損切りをしてしまうというような方策が果たして妥当なのかどうか、ここに来て多少迷いが実際は出てきているというのも事実です。ただ、そう

であるからといっても、不確かなことでもありますから、そのみを期待をして行っていくということではなく、現在の米倉山が抱えている課題、開発をするのにこの方法をとった場合にはどのような障害が新たに生じるのかといったことも含めて実務的な研究、検討を行っているところです。

したがって、知事みずから動いておりますので、ぜひその点をご理解をいただきたいと思います。その命を受けて私ども所管をしております企画部においてもそれなりの汗をかいているというのが実態です。

岡委員 それでは、このままでは全くもったいないのでぜひ御検討いただいて、対応策を考えていただきたいと要望して終わります。

他委員の質疑・意見 な し

((財)山梨県下水道公社について)

鷹野委員 下水道公社についてですが、汚泥処理の実施状況と、あわせて今後の事業計画の中でこの下水道にかかわる処分、今後の検討について話をお聞かせいただきたいと思います。

山田下水道課長 現在、流域下水道から発生する汚泥量は、平成18年度末で、年間2万1,512トン発生しております。その処分については現在、100%リサイクルしております。その方法は下水汚泥を材料とした農業用の肥料として、県内の2つの民間会社に委託して処分しております。また、セメントの材料の一部として、県外の4社のセメント工場に委託しまして処分しております。今後さらに下水道への接続が増加しますと、下水道から発生する汚泥はますます増加していくものと考えております。そうした中で当面はコンポストという肥料やセメント材料で賄えるということで聞いておりますけれども、増加すると将来的には、処分先の開拓や新技術による処分方法に関する情報収集、また県独自による処分も含めていろいろ検討していく必要があると考えています。

鷹野委員 今、具体的な実施状況とあわせて現状の課題も含めてお話しいただいたところですが、実際のところ、事業計画を平成22年までとしているわけですが、実態とすると大分かけ離れた実施状況、要は大分先までこの下水道事業というのは時間がかかると理解をしているわけです。その中で、処分のやり方、リサイクル、要は費用対効果も含めてどのような方向性を含めて検討をされているかお伺いしたいと思います。

山田下水道課長 下水の汚泥の処分については、一番多いのが今現在やっているコンポストでの肥料への活用、それからセメント材料ですが、それ以外には建設資材としての土地改良材、あるいはタイル、れんが、インターブロックとか、このようなものをつくったり、さらに県外では濃縮汚泥をしてメタンガスを発生し、それを燃料に使うというようなこと、さらには石炭化のような固形化をして発電に使ったりということをやっているようです。けれども山梨県においてそれが果たして妥当かどうか、量的にどうかということで、今後技術的なものも含めて、あるいは経営的なものも含めて検討していきたいと考えております。具体的にはまだ十分コンポストなりセメント材料の余剰もありますので、緊急ではありませんが、そういった形で検討していきたいと考えて

いるところであります。

鷹野委員

実際のところ、下水を使える状況がおおむね半分ぐらい。あと残りがまだ建設が進んでいないという状況の中で、当然、計画の見直しがあるかと思うのですが、その中で当然、汚泥の処理もその状況によっては増えてくると理解しているのですが、その増える方向性の中で、今の処分方法も検討する検討委員会、そういうものを設置してやるべきだと思うんですが、その辺を今の進捗状況も含めてお願いしたいと思います。

山田下水道課長

汚泥の処分について検討委員会という話もありましたけれども、現在、話をしているのは県の管理している流域下水道についての処分です。県内の28市町村のうち、公共下水として単独の下水道をやっている市町村もあります。市町村でもやはり汚泥の処理をしているわけですし、いわゆる県全体で汚泥をどうするのかという方向性もあるわけですが、当面、各市町村においては規模もそれ程大きくないことから、単独で処分していて、それをどうしてほしいという話にはまだ至っていないという状況であります。県の流域下水道については、県内4つの流域下水道がありますので、その中で関連公共下水道の市町村、主に甲府市以外の大きい市においては、県の汚泥処理に任せているわけですし、県が責任を持って処分していくということで検討しているわけです。けれども、先ほど言いましたようにいろいろな方策がありますので、そうした中で何が一番経営的に合理的なのかということを含めて、これから余剰汚泥が増えた場合、その余剰汚泥をどうしていくかをこれから技術的に検討していかなければならない状況です。現在、その検討に入った段階です。具体的にどこに何をやるかということについては、まだまだ青写真のような状況であります。

鷹野委員

ぜひ、その下水道の普及も含めて、処分方法、要は費用もかかる作業でありますから、その効果も見越した中で今の検討を速やかに進めていただき、青写真をより具体性を持った中で社会整備の充実を図っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

他委員の質疑・意見 な し

(山梨県住宅供給公社について)

大沢委員

私も4年ぶりになりましたが、この出資法人調査特別委員会というものの、この位置づけはどうなのでしょう。私は4年前も10年前も変わっていないという感じを持っております。ここで話が出たことを、すぐ調査する、あるいは対応するという姿勢が全く見られない。そんなことをまず申し上げて、意見を申し上げたいと思います。何もこう言ったからって、ここにおられる職員の方々を責めるわけではないんですが、住宅供給公社を含めて、先ほど話が出ていたような、米倉山であるとか、土地開発公社についても、もう5年も10年も前から、そのたびに、検討します、検討します。検討するというのは何年たてば検討するんですか。

例えば図書館についてだってそうなんです。もう10年も15年も前から図書館検討委員会といっているけど、いまだに結論が出ていない。いつになったら実現するのか。そういうことも含めて、まあ、皆さん方は3年たてば変わってしまうから、失礼ですけども、3年間、何もなくて終われば、次

の人がそれを引き継いでいく。次の人が引き継いだときは、前からの引継ぎがありません、書類がありませんで済んでしまうかもしれないけれども、県会議員はそれぞれの地域で、それぞれの意見を聞きながら、それを県に反映させていく、そういう役目があるんです。ですから、皆さん方に「こういうことをしてくれ」「こういうことだけどどうなっているんだ」ということを聞く立場にある。それを皆さん方にぜひ取り組んでほしい。

そんなことで申し上げますのですが、住宅供給公社の双葉響が丘において最近出てきた非常に大きな問題がある。私はこの前の個別調査のときにも、こういう問題があるようだけどどうですかということを行ったはずなんです。ところが、今回、この総括審査で意見を出したら返ってきた返事が、どうなっているか知りませんと。こういうこと聞いているかと尋ねたら、いや、聞いておりませんと。私は、県の住宅供給公社というのは、俗に言われる不動産屋であってはいけないと思うんです。売ればいいんだということではいけないと思うんです。その後のフォローをどうしていくか。

特に響が丘のあの団地は、住宅環境がいい、すばらしいところだということであそこに入ってきた住民たち。すぐそばには中央高速道路の双葉サービスエリアがある。しかし、そんなに騒音もないだろうから、日当たりもいいし、ということで住んできた人たち。それが突然降ってわいたように、あそこにスマートインターをつくと。このことについて住宅供給公社は承知していたのかどうか。スマートインターをつくるということは、中央高速道路へ、サービスエリアを通過して乗りおりができるということです。ところが道路がなく、細い側道がある。スマートインターを利用した車はそこを通るが、そばには、響が丘の住宅団地がある。その人たちは、いい場所だから来た、静かな場所だから来た。しかし、そんなものが出るとは知らなかった。

スマートインターができていることは県では知っているはずなんですよね。当然見てきている。あるいは利用していることもあると思うんです。だから、響が丘の人たちがどういうことになっているのか、自分たちが販売したあの方々はどういう気持ちなのだろうかということをも1回でも聞いたことがあるんですか。まずそのことを聞きたい。

三枝住宅課長

中央道双葉サービスエリアにおけるスマートインターチェンジの導入については、甲斐市が主体となりまして、中日本高速道路株式会社と連携して平成17年4月25日から社会実験としてスタートしたところであります。その後、甲斐市及び関係機関により構成される地区協議会において、本格導入に向けた合意がなされ、中央自動車道との連結許可申請が国に提出されたものと聞いております。この申請を受けまして、平成18年9月には国土交通省の許可がなされ、同年10月1日から本格導入に移行されたところです。

スマートインターに隣接している住宅供給公社で分譲している双葉響が丘団地の住民に対しましては、スマートインターの出入口ということで、一番影響があり、事業主体である甲斐市からの説明会が社会実験開始前の平成16年9月及び本格導入前の昨年9月にそれぞれ説明会を開催しております。響が丘の地元の自治会からはスマートインターを設置するに当たりまして、スマートインター付近の交通安全対策を万全にするようにと。また、スマートインター通行車両の車種を限定すること。大型車の通行はしないようにと、このような要望があったと聞いております。そして、それ以外、地元自治会の方からは、スマートインター設置につきまして特段の反対はなかったと聞いております。

大沢委員

私はね、別に責めるわけじゃないけれども、だから言っているんですよ。不動産屋であってはいけないんです。県が出資をしている住宅供給公社が団地をつくっていながら、甲斐市で説明をして反対がなかったからと。何で住民の意見を聞くことをしなかったんですか。あそこに住んでいる人たちはほとんど勤め人なんです。あそこに何人もの区長さんがいますが、電話をしたり、訪ねていっても、ほとんど帰ってくるのは夜の10時過ぎなんですよ。朝7時といたら出かけてしまうんですよ。そういう方々が住んでいる。そういう方々が夜帰ってきて、あるいは土曜日、日曜日に、家にいるときに大変だと。先ほどちょっと話が出ましたね。大型車の通行はしないようにと。

既に2、3回、甲斐市の説明会があったようですね。聞いていますか。ところが、住宅供給公社で販売して、さっきフォローと私が言いましたけれども、住民の方々に住宅供給公社で環境が変わったけれどもいかがでしょうかというアンケートなり調査というもの、あるいは話し合いというものをした経験が一度もないと思うんですよ。何でも甲斐市に押しつけてしまう。市とすればつくりたいから、反対がありません、こういうことですよ。ところが返ってくる返事というのはとんでもないんですよ。先ほどから何回も言っているように、私たちは静かな場所だからということでした。しかし、突然変わってしまった。車の出入りが多くなってしまったと。そのように環境が変わったんだから、住民に対して住宅供給公社として、こう環境が変わったけれども、皆さんいかがでしょうかという問いかけをしなきゃいけないと思うんです。

というのは、まだ販売をしている最中でしょう。全部終わっちゃっているんじゃないんですよ。ですから、住宅供給公社の人たちは、もう住んでいる方々にそういう問いかけをしたりしなければ、新しく来る人たちにどう説明をしていくんですか。私は、その近くにおいて、元地権者であるからこそ言えるんです。住民の方々はかなり私のところへ「困ったことだ、困ったことだ」と来るんです。つい先ごろ行われた甲斐市における説明会で、物すごい反対があったんですよ。ピケを張ろうという反対があったということを聞いていますか、どうですか。

三枝住宅課長

甲斐市の方に問い合わせましたが、住宅供給公社、また私ども住宅課としても、そのようなことは承知しておりません。

大沢委員

2日ほど前ですか、甲斐市の方からどういう質問なんですかと聞かれたんですよ。私は甲斐市に聞いているんじゃないんです。委員長にも申し上げたんですが、この問題をここへ出そうか出すまいか考えました。出せば恐らくそういう工作をすと思ったんですよ。あちこちへ聞いてみて、そして甲斐市にも聞いてみて、別に問題がありませんという答弁をする。甲斐市の方へ、「大沢先生から質問があったから、これに答えなきゃならないから」ということを言うんだらうなと。私がここで質問をするけれども、私の意見ではないんです。住民の方々の意見なんですよ。甲斐市対住宅供給公社ではないと思うんですよ。やっぱり住宅供給公社でつくった団地なんだから、住環境が変わったならば、その対応をしていかなければいけないと思うんです。私は当初から言ったんですよ。あそこはスマートインターをつくる場所ではないと。中央道の双葉地内へインターチェンジをつくってほしいという要望が、私が双葉町の町会議員の当時からありまして、全国あちこち見て歩いたんです。ところが、一般道からサービスエリアに入るとするのは非常に危険で、サービスエリアを併存するのは余りよくないということだった。今でも

記録が残っているはずなんです、最終的に、天野知事のときに、北バイパスが高速道路へ乗り入れるところへインターをつくりましようとした文書が残っているはずなんです。そのとき合意しているんですよ。ところが、いつの間にか、私が4年間留守の間に、サービスエリアから出入りができることに決まっちゃったんですよ。サービスエリアから出入りができるよと。たまたまそこに住宅供給公社が販売をした団地があった。その方々は本当に寝耳に水。

私はそこを言うんですよ。住環境が変わったんだから、住民の意見を聞いていかなければ、その方々が反対をしていることが全然反映されないんです。住民の意見を聞く前に、竜王だとか敷島だとか、サービスエリアの離れたところの人たちの意見を聞いて、反対がありませんと。この人たちは関係ないんですよ、全然。竜王の住民はどちらかといえば昭和インターから乗った方がいいんですよ。その方が早いんですね。双葉へわざわざ来なくても。ですから余り利用しない。そういう人たちの意見を聞いて反対がありませんと。当然反対はしませんよ。あればいいということなんだから。周辺の住民は忙しいから、そういう文書が来たけれども別に返事も出さなかった。そして、困ったことだ、困ったことだと言っている。

この実態をよく把握をすれば、まだ間に合うと思うんですよ。今盛んにあそこの道路を広げようとしている。住宅地の中まで入ってくるんですよ。大型車が入ってくるとなると、住民は大変だと思うんですよ。ですから、大事になる前に、やはり住宅供給公社として、自分たちがつくった、いい快適な場所だと言われた、響が丘の住民の意見を聞く必要がある。甲斐市が聞くんじゃないんですよ。そういうフォローをしていかなければ、普通の不動産屋と同じになってしまうと思うんです。今からでも間に合うと思うので、ぜひしていただきたいと思います。

私も、個人的に言うんじゃない。住民の意見を代弁して言っているつもりなんです、答弁しながら頭をかしげて、言ってることがおかしいじゃないかと思っているかもしれないけど、やはりそういうフォローをしてあげないと、今に大変なことになってしまう。ピケを張ろうという動きまでしているんですよ。これを住宅供給公社で全然知りませんでした、甲斐市の方では反対がないという意見を言いましたということで済まされるのかどうか。部長の答弁をお願いしたいと思います。大変なことになる前に何とかしなきゃいけないと思うんです。ただ、この場限りでもって、終わってはいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

小野土木部長

双葉のスマートインターにつきましては、先生が、先ほどおっしゃたように、かつてはサービスエリアにインターをつけるというのはよくないんじゃないかということで、できなかったわけです。それで、環状道路の北部にインターをつくる。これは現在もその予定で進めておりますが、それまで待たない、どうしても早くつくってほしいということで、双葉町並びに甲斐市の要望によって、あそこに設置をするという要請を承認したところです。

これを実施するに当たっては、まず、いきなりつくるといのは難しいだろうから、まず実験をして、住民の方々の意見も聞いてみようということで、地区協議会が設けてあります。私どもも仲間に入っておりますし、響が丘の自治会の方々も入っております。そういう方々からいろいろな意見を聞き、説明会を開き、まだ不十分だろうということでアンケートもいただきました。残念ながら先生のおっしゃるような厳しい意見を私どもも把握できなかった。まことにまずいのかなという点ではありますが、実際、そこまでの意見を把握

ができておりませんでした。

ただ、そのような意見が現在あるとすれば、やはり住んでいる方の居住の権利もごさいますので、よくこれから話を聞いて、そしてまた地元の甲斐市の方とも十分相談をした上で善処していきたいと思います。

大沢委員

では、最後に要望をしておきます。ぜひ、甲斐市主体の説明会でなくて、つくった、建設をした住宅供給公社として説明会というか、住民に「どうでしょうか」という問い合わせを行っていただきたい。ぜひそのことを要望しておきます。市から言うと、なかなか、いろいろな絡みがあるから、言いたいことも言えない。しかし、つくった住宅供給公社の人たちへは胸襟を開いて、こうだ、ああだという話が出ると思う。私のところへは大変な苦情が幾度も来ている。ですから、皆さんの方にも多分苦情が行くと思うので、その対応をしながら甲斐市と交渉していくということをぜひしてほしいとを要望して、終わります。

渡辺副委員長

県営住宅を取り巻く環境というのは非常に厳しいものがあるんだという思いがいたします。県営住宅に入りたい、けどなかなか入れない、1年、2年待っている、こういう状況もあるわけですけれども、そういった中で、空いているのに何で入れないのという話がありました。何で空いているのかと調べてみましたら、低所得者層の方々向けの一般の住宅と違って中堅所得者層を対象とした特定公共賃貸住宅というものがある。そこが空いているという状況ですけれども、この特定公共賃貸住宅は何部屋あって、どのくらい空いているのか、お願いします。

三枝住宅課長

特定公共賃貸住宅は現在13団地に232戸建設して、中堅所得者向けに住宅として供給しております。

渡辺副委員長

その232の部屋があって、幾つ空いているんですか。

三枝住宅課長

現在では入居率が5割を切っております。

渡辺副委員長

5割を切っているという言い方ではなくて、私は、何部屋空いているのかが聞きたいんです。

三枝住宅課長

8月現在で空家が132戸あります。

渡辺副委員長

この特定公共賃貸住宅は、いつからつくったんですか。何年前から。

三枝住宅課長

建設が一番先に行われましたのは、甲府の和戸にあります和戸団地で平成5年度から建設が始まりまして、13団地、最終的には平成14年度までつくっております。

渡辺副委員

その空き状態というのは、建設当初からもう14年たっているわけですが、やはり5割ぐらいで推移しているんですか。

三枝住宅課長

初めにつくったころは、9割程度の入居でしたが、現在はこのように5割を切るという状況になっております。

- 渡辺副委員長 家賃は幾らですか。
- 三枝住宅課長 大体8万円から9万円ぐらいです。
- 渡辺副委員長 この間の聞き取りでは6万5,000円ぐらいでスタートして、毎年上がっていくという、スライド方式になっていると。そうしたことが弊害になって、現在、空いているのが132戸ですか。年間、金額にして幾らぐらいになりますか。
- 三枝住宅課長 すみません、今、手元に資料がございませんので、申しわけありませんがまた後ほど。
- 渡辺副委員長 8万円掛けると、約1億ですね。年間1億を超えますね。民間であればこういうことはしておかないと思うし、県に対して大変なマイナスになっているわけですけれども、いわゆる損失とっていいんですかね。長年こういうことをして、民間であれば倒産してしまうし、責任問題も発生するんですが、それに対して痛みとか責任とか、そんなことは感じていませんか。
- 三枝住宅課長 低所得者向けの公営住宅入居希望の方々が、大変たくさん、900人以上入居を待ち望んでいまして、制度が違うからといって、特定公共賃貸住宅が空いているということは、私ども住宅行政に携わる者にとりましても、制度の整合性というか、現実離れのところもありますので、その辺は極めて責任を感じております。
- 渡辺副委員長 非常に責任を感じるのは、当然のことと思いますけれども、一般の県民から見て、こういう家賃が高い住宅があるということについては、全く理解されていなくて、県営住宅空いているじゃないか、空いているのになぜ入れないのか、こういう疑問の声が多いんですよ。私もそういうことを言われて、県会議員何しているんだと、こういうところから実は始まったんです。そして調べてみたらここへ行き当たったわけですけれども、今、制度という話がありました。どういう制度ですか。
- 三枝住宅課長 特定公共賃貸住宅は、所得税法の扶養控除等を控除した金額ですが、月収で20万を超えて60万ぐらいまでの中堅所得者層に供給するというところで建設したのですが、いずれにしましても、入居率が低いということで、県としましてもホームページや住宅情報誌などに掲載して、住宅供給公社の方もPRしているんですが、なかなか入居が進まないという状態です。
- 渡辺副委員長 PRしているがなかなか入らない。どうも人ごとのように聞こえてしょうがないわけですがけれども、安くすれば入るとい人は大勢いるわけですね。少なくとも5万円台とか、あるいは6万円以下ぐらいなら入れる人っていっぱいいるわけですよ。それについてはどう考えていますか。
- 三枝住宅課長 それで、今年度に入りまして、こういう状況を改善していかなければならないということで、国土交通省と制度の見直しにつきましているところ、協議を進めているところです。補助基準の中で面積基準とか設備基準とか、クリアしなければならぬところがありまして、公営住宅の場合は80平米までなんですが、特定公共賃貸住宅は80平米を超す面積がございます。それ

で、80平米を越す面積がありますと、国土交通省の方でなかなか公営住宅に転換するのが困難視をいたしまして、特定公共賃貸住宅を用途廃止して公営住宅に転換する場合、国土交通省の承認を得なければならず、現在、交渉中ですが、とりあえず80平米以下のものは、現在入居中のところは退去後になります、何とか公共住宅の方へ転換ということが理解をいただける状況になりまして、今年中には何とか目鼻がつきそうな格好です。

渡辺副委員長 今年中に目鼻がつくというのは、入っている住宅と理解していいんですか。

三枝住宅課長 入っている方がいる場合は、制度上、すぐには特定公共賃貸住宅としての使用を廃止するわけにはいきませんので、空家になっているところです。

渡辺副委員長 ここは、今、国交省と交渉中ということですが、県の実情を訴えて、住宅がなくて困っている人が大勢いるわけですから、課長はしっかり努力をしているんでしょうけれども、県の執行部も総力を挙げて用途転換に取り組んでいかなければおかしなと思う。県民に説明責任がつかないでしょう。年内に何とかということですが、それは入っている人も含めて全部検討していかなければおかしと思うんですが、そこら辺の見通しというか、決意という部分を聞きたいんですが。

三枝住宅課長 今、渡辺先生がおっしゃいますような趣旨で、国土交通省と交渉しているのですが、先生がおっしゃったとおり、出資法人の特別委員会でもこういうことが出たということをしっかり伝えながら、制度転換がなるべくスムーズに行くように図りたいと思います。入居者につきましては、ここで即答することはできませんが、制度と実態がずれているということは訴えながらやっているのですが、なかなか交渉が思うようにいかない部分もあります。最近、粘り強い交渉を進めている中で、その辺の地域の実情というのはよくわかっていただいて、理解を示してもらい、概ねオーケーの方向も出ていますので、ぜひ進めたいと思います。

渡辺副委員長 最後に、やはり我々は議員あるいは県職の皆様方もそうですけれども、やっぱり県民のための行政であり、また、仕事である。そうしたことをいつも頭に置いて動いていかなければ、県民の皆さんに信頼を欠くわけですから、早急に力強い国交省との交渉をして、そして空いている部屋をなくしていく、そういう取り組みを本当に腹を据えてしていただきたいと要望をして終わります。

岡委員 個人で建てて、県が補助している特公賃があるようにお伺いしたんですが、その辺はどうですか。

三枝住宅課長 特定公共賃貸住宅というのは特公賃と略称で言っています。それは公営住宅で、民間には特定優良賃貸住宅という制度で同じような制度があります。

岡委員 了解しました。

入居の待ち時間についてですが、今は特公賃で空いているところがあるということで、それは制度上、一定の収入がなければ入れないということですので、これはやむを得ない。それを今度は国交省との交渉の中で金額を下げていく、そうすると入れる方々が多くなると思うわけです。そういう中で、甲

府市外の場合にはあちこちの県営住宅が空いていて困るというぐらい空いていることは事実だと私も理解しています。例えば南アルプス、あるいは甲斐市といったところでは空いているでしょうが、甲府市内の、特公賃は別問題といたしまして、普通の低所得者住宅については、先ほど御答弁いただきましたように、900人あるいは1,000人くらい待っている県民がいるわけです。この方々に対する対応というのをどう考えているのか。

三枝住宅課長

甲府市内もたしかに入居待ちの状況で入居率が高いのですが、他の地域もおしなべて、特公賃のところは別ですが、入居待ちが多くて同じような状態です。

入居率が公営住宅の場合は97%で推移しております。

岡委員

ですから、問題は待っている県民に対する考え方、どうお考えになっておられるか。

三枝住宅課長

中には、1年以上待っていただくという方もおります。公営住宅に入りますと、家賃が安いものですから、初めは収入基準で20万円以下の方々に入っていただいているのですが、年がたつと収入が上がっていく人もいます。下がる人もいますけれども。収入が超過した場合は退去の手續や請求を今までもしているのですが、今後は、入居待ちが900人もいるという状況では、やはり収入超過者に対する対策、退去計画書をつくっていただいて、計画的な退去を促すということを強く進めていきたいと思っております。

岡委員

ぜひその辺については努力をしていただきたい。実際問題として、ベントをはじめとして外車を乗り回しながら、県営団地に入っているという人たちもいると、いろいろなところでお聞きするわけです。そういう方々には出ていただく、そういう指導はなされるべきだと感じています。

そういう点を含めて、例えば県有地が空いているところもあるわけです。甲府市内で空いている県有地もあるのですから、それらの活用、つまりそこへ県営住宅を建てていただくことができないのかという点について、お聞きしたいと思います。

三枝住宅課長

県有地の空き地利用につきましては、所管が違って管財課の方だと思えますが、県営住宅の整備の基本的な考え方としましては、昭和30年後半、40年代という、大変古い住宅が各地に存在しております。それらの老朽、狭あい、また、維持修繕、多額な費用がかかりますので、いずれにしましても、この厳しい財政状況の中、古い年代に建築した県営住宅の建て替えをまず優先してということで、新築は現在考えておりません。

岡委員

塩部団地をはじめとして、例えば伊勢団地もそうでしょうが、2つの部屋を1つにするという、二個一という言い方をするようですが、二個一建設の対応の仕方を含めて建て替えが進んでいるということは理解をしています。そういう点では入居された方々は非常に喜んでいますが、反面、なかなか入れないという方々もいるわけです。新築を考えていないということですから、確かに財政事情が非常に厳しいことは事実だろうと思えますが、管財課ともしっかり話をしながら、だからこうした部局横断の委員会はいいいと私は思うのですけれども、そういう点で、ぜひ今後とも御検討いただければありがたいと感じているところであります。

他委員の質疑・意見 な し

((財)山梨県体育協会について)

鷹野委員 体育協会の、実績、また19年度の計画に関連する質疑をしたいと思います。

まず、スポーツ振興計画上、この指導とか推進ということでスポーツ指導者の養成ということがうたわれていますが、実際、今、現状、指導者は何人登録されていて、また、19年度は何人養成する予定であるかお伺いいたします。

今井スポーツ健康課長 現在養成されておりますスポーツ指導者の総数は1,632人でございます。内訳は競技関係の指導者が1,421人、フィットネス系の資格を持っている者が200人、マネジメント関係が5人、その他が1人でございます。

鷹野委員 現状そういう登録者がいるということではありますが、19年度の養成はどのような計画になっているのか、お伺いいたします。

今井スポーツ健康課長 事業として何人を養成するという計画はございませんが、スポーツ少年団の指導者を中心に講習会を開催しております。

鷹野委員 計画値というものはなく、あくまでも自主的な申し出の中での養成という理解でよろしいのでしょうか。

今井スポーツ健康課長 ニーズがある限り、講習会を開催して指導者の養成を図っていくという考えでございます。現時点で何名を養成するという目標はございません。

鷹野委員 平成16年に作成されたスポーツ振興計画があるわけですが、この中で指導者の養成とか確保ということで、今、実際の登録者数が1,632人。また、あわせてそれぞれ種目ごとといいますか、マネジメントとかフィットネスとか人数の説明をいただいたわけですが、これらの養成をすることによって、一番の目的は各市町村との、体協ですか、それとの連携もあわせて養成するという理解しているのですが、このことについて指導者の役割をどのように考えているか確認したいと思います。

今井スポーツ健康課長 スポーツ指導者の役割としまして、各競技の指導者となるべき人たちは、それぞれの競技の普及に当たる。さらにその競技の競技力向上に当たるという役割を持っていると思います。フィットネス系は生涯スポーツを中心に健康で暮らせる体力向上などに当たっていくものだと考えております。マネジメント指導者については、スポーツ教室の開催とか、スポーツイベントの開催などに対応していく指導者というように考えております。

鷹野委員 今、説明いただいた内容がおおむねの指導者の役割と理解しているのですが、これらをスポーツ指導者として体育協会の方で確保しながら、市町村との連携もとりながら進めるべきところが、せっかく資格を取得されても、活用されない場面が非常に多く見受けられます。各市町村と連携をとるのは、

各市町村の体協と理解しているのですが、県としてこの市町村にスポーツ指導者というものをどのように連携をとりながら推進していくかというところがいまいよく見えてこないんです。このことについて現状と、また、今後の連携をどのように深めていくかについて質問したいと思います。

今井スポーツ健康課長 スポーツ指導者とスポーツ関係団体との連携についてということでお答えをいたします。スポーツ指導者を必要とするスポーツ団体の問い合わせに対して、指導者を紹介するスポーツ指導者バンク事業により連携を図っております。このスポーツ指導者バンクはインターネット上に立ち上げてあります、県民にスポーツに関する情報を提供する「やまなしスポーツ情報ネット」の中に開設されており、いつでも、だれでも検索することができるようになっております。現在、115種目340人の指導者が登録されております。しかし、スポーツ指導者バンクの利用状況は低調な状況です。これは全国的に同様な傾向があります。今後はこのスポーツ指導者バンクが有効に活用されるよう、日本体育協会のスポーツ指導者協議会との情報共有を図ることにより、登録者数を増やし、スポーツ指導者バンクの充実を図るとともに、県や市町村及び体育協会の広報紙等を活用し、スポーツ団体や県民に広くその存在を周知するなど、普及活動を積極的に推進していきたいと考えております。

鷹野委員

今、御説明していただいた内容が当然の方向性なんです、インターネットで周知を図っておるといのはわかっておるのですが、それが実際のところ、各市町村においても、全国的に見ても、せっかくこのような体制をとっても、なかなか理解も含めて活用されていないと思うんですよ。要は、この指導者というものが各地域で活用される方策をどのように考えるかということが一番重要でありまして、資格ばかり取っても、実際各地域で活用されていないと。紹介はしていても、なかなかそれに見合った形での指導ができないという実態があるわけなんですよ。このスポーツ振興計画の中でも、19年度の事業計画からは、スポーツ関係団体との連携という部分が抜けているんですよ。これは、連携が既に図られているので抜けているのか、それとももう既に充実しているからあえて事業計画から外してあるのか、その辺はどうなのでしょう。

今井スポーツ健康課長 スポーツ指導者とスポーツ関係団体との関係の事業推進につきましては、現在はスポーツ指導者リーダーバンク、この事業を活性化していくという考え方ですので、それに向けて努力をしていきたいと、考えております。

鷹野委員

そういうことではなくてですね、19年度の事業計画がありまして、指導・推進体制の充実ということで、養成確保に向けての内容であったり、これに向けての推進体制の充実ということが盛られているのですけれども、スポーツ関係団体との連携という部分が、やはり薄いわけですし、これがないことによって、スポーツ指導者が各地域で活躍できる土壌が熟成されていないと思うんです。このスポーツ振興計画をちょっと読ませていただくと、「推進体制の機能を高めるため、山梨県体育協会、また、山梨県県民スポーツ事業団、県体育指導委員協議会等のスポーツ関係団体の組織の整備を図るとともに、連携の推進に努めます」ということが書いてあるんです。この内容が19年度に至っては、連携を進めるというか、普及させる組織としての機能を持たせるという部分が載っていない。やっているとは思いますが、

実際としてそういう方向性が見えてこないんですが、このことについてどのように考えていますか。

今井スポーツ健康課長 現在、市町村体育協会とか市町村の体育指導委員協議会、それからそのほかの地域のスポーツを愛する団体等の連携等については、各市町村の体育協会なりスポーツ指導員を中心に連携を図り、それを県の体育協会はサポートするために、各地域においてスポーツ振興会議を開催しております。そういった場面を活用して連携を図っております。

鷹野委員 今、そういうことをやっているということですが、実際、連携を図るための具体的な方策は何か検討されているんですか。

今井スポーツ健康課長 各地域で開催していますスポーツ振興会議において出てくる意見を体協とスポーツ健康課、県教委の方でまとめて次の施策に生かすという対応をしております。

鷹野委員 実際に会議の中では組織として機能の充実を図ったりとか、体育指導委員の普及をどのように考えているかという話は具体的には出ているんでしょうか。

今井スポーツ健康課長 この会議を通して具体的に出ている話は市町村統合が進んでいる関係で、地域の体育祭りをどうするか、さらに県の体育祭りにどんなチームで、どんな形で参加していくか等を中心に話が進んでおります。

鷹野委員 このスポーツ指導者の活用方法というか、うまく生かしていくということは、過日お話を聞いたときに、総合型スポーツクラブですね、そういうものを意識しながら指導者を養成していく場面で活用していきたいというように私は聞いたような記憶があるんですけども、それらも含めて各市町村の体育協会、また体指との連携がやはりうまく、しっかりいっていないような感じがするんですね。せっかく指導者が千六百何人いるわけですから、これらをうまく活用することを県としていかにコーディネートしていくかというのが一番の役割だと思うのですが、コーディネートする役割をどのように考えるか、もう少し具体的にお願いしたいと思います。

今井スポーツ健康課長 先ほどから申し上げたとおり、スポーツ指導者バンクを活用していただく方法が今は考えられておりますけれども、実際のところ、例えばスポーツを楽しみたいという人たちがいた場合に、スポーツリーダーバンクを通して見知らぬ人を検索して探して、教わるよりも、身近にいる体育指導委員とか、市町村の体育協会の関係者を通して紹介をしてもらって、身近な指導者を活用していくということが市町村の現場でなされていると私たちは考えております。ですから、指導者が活用されていないわけではなくて、指導者バンクが活用されていないと受けとめているわけですが、こうした場合、指導者バンクを通して派遣されたということになりませんから、このカウントが非常に難しいところです。しかし、指導者バンクにはいろいろ多様な能力を持った指導者が登録されていることから、こういったことをPRしながら、ぜひ県民にこの指導者バンクのよいところを知っていただくという取り組みを今後進めて活性化を図っていきたくと考えております。

鷹野委員

このスポーツ指導者は私が知っている限りですと、生涯学習でいう、スポーツに親しみながら健康づくりという部分と、トップアスリートを目指す部分でいうスポーツ指導者という、それぞれの立場で指導者がいるわけですね。それにあわせて少年野球であったり、スポーツ少年団であったりとか、それぞれに指導者がいると私は理解しています。適切な健康づくりをするスポーツ指導者という使命を持ったこの認定制度の中で、県がお墨つきを与えた中で、資格を持っている者を生かしていく、要は活用していくということ、リーダーバンクに登録してあるからいいというのではなくて、それを各市町村にも理解していただいて、活用される場面をどのように展開していくかという、県の体育協会としてどういうビジョンを持っているかということがやはり必要だと思うんですよね。

バンクに登録しておいて、紹介があれば使うとかではなくて、やはり地域に根ざした指導者という立場と体育指導委員との連携をいかにとって活用してもらうかということをしていかないと。せっかく千六百何名の指導者が養成されて確保されている中で、十分に人材を生かすということを展開するべきだと思うんですけれども、今の話だと、ただバンクに登録してあるから役目は終わっているような内容で承ったわけですが、そうでは、いかに普及させていくかということをもう少し具体的に今後の検討としてお願いしたいと思います。

今井スポーツ健康課長 実際に指導者を活用する場面が出てくるのは市町村のレベルの段階だと思います。そこで、市町村の体育協会、さらには体育指導委員がおりますので、この人たちを対象に、その地域にこういった指導者がいるのかを十分認識していただきながら、今後の活用計画を考えていければ、さらに指導者の有効活用が図られるものと思いますので、そんな方法でやっていきたいと考えております。

鷹野委員

ぜひその活用計画、またあわせてそれを積極的に事業展開していただくようお願い申し上げます。

他委員の質疑・意見 な し

(山梨県土地開発公社、山梨県道路公社及び山梨県住宅供給公社の一元化について)

岡委員

これについては積極的に努力をなされておられることについて評価をしたいと思っております。しかし、管理部門の一元化は形は出てきたと私は理解をしているが、それ以降の統合に向けた成果がまだ見えてこない。より一層の合理化を図るため、速やかに組織全体の統合を進めるべきと思うわけですが、今後一元化をどのように進めていくのか、まずお聞きしたい。

古屋企画課長

岡先生の御質問に答弁する前に、委員長にぜひお許しいただいて、先ほどの渡辺先生の御質問の中での答弁を訂正させていただきたいと思っております。先ほど、米倉山の今の評価額というお話で、今後販売見込額という文脈の中でのお話かなと思ひまして53億円と申し上げましたが、今後、さらに造成費等経費がかかりますので、それを差し引いて、現在の実勢価格評価額としますと、約42億円と訂正させていただきたいと思っております。

岡先生、すみません、答弁が後になって恐縮でございます。三公社の管理

部門の一元化につきましては、既の実施しております、年間約1,900万円程度の管理経費の節減につながっております。三公社のさらなる統合についてですが、昨年3月に策定しました出資法人改革推進プランの中におきまして、今それぞれ全く別々に運営されているのですが、共通役員制として、その役員を共有化、共通化を図っていこうということが1点。

それから、経営統合ではありませんが、三公社を組織統合する中で、それぞれの職員が持っている能力ですとかノウハウですとか、そういうものを互いに生かしあい、協力しあって、業務の円滑な遂行、あるいは業務のさらなる推進を図っていくことを目的として、検討をしているところです。

方向性としますと、そんなことで御理解を賜ればと思います。

岡委員 　　いずれにしても今後いつ頃を目安に、どういう形になるのかお聞きしたいと思えます。

古屋企画課長 　　現在、三公社、それから県の関係課による検討委員会、これを立ち上げて検討を進めておまして、大筋の方向は先ほど申し上げたとおりですが、具体的にクリアしなければならない実務的な事項がたくさんありますので、実務担当者によるワーキンググループをつくって、今、検討しております。早ければ来年の4月には実施を図りたいと考えております。

岡委員 　　三公社の理事長さんは、大変失礼ですけれども、報酬がばらばらでして、若干多いなと思うところもあるし、なるほど、このぐらいかなと思うところもあるわけですし、いずれにしても今お話しいただいた経過で来年4月にはということ期待をしています。

他委員の質疑・意見 な し

((財)山梨県林業公社及び(財)山梨県下水道公社の統合について)

岡委員 　　財団法人という組織の性格からして、これらが統合できる可能性があるのかどうなのか。法律的にどうなのか、お聞きしたいと思えます。

古屋企画課長 　　二公社とも財団法人です。法律的には経営統合は可能だと理解しております。

岡委員 　　たまたま今年は林業公社、それから下水道公社という法人が調査対象となっておりますが、ほかにも農業振興公社をはじめとして、幾つか財団法人があるわけですね。私は、これらについても三公社一元化問題とあわせて検討されていると思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

古屋企画課長 　　出資法人の統合については、これまでも3回ほどの改革プランをつくって進めてきております。その際に業務内容の類似性、統合した場合に経費や機能等の面でこういった評価、あるいは効果が得られるのかという観点から進めてきておまして、現在までに16法人が統合になっています。以前は70数法人ありましたが、廃止や解散も含め、今は41法人となっています。それで、先生御提案の林業公社と下水道公社についてですが、事業の類似性という点において、林業公社については分収育林も含めた造林事業が主たる業務としておりますし、下水道公社については、富士北麓、峡東、釜無、

桂川の流域下水道の維持・管理というのを主たる業務としておりますので、その面ではちょっと類似性に欠けるところがあるかと考えております。

それから、林業公社については、県が100%出資をしていますが、下水道公社については県が50%で市町村が50%ですので、これを経営統合ということになりますと、林業公社の造林事業の部分についても市町村がいわば経営責任を問われるようなことになりますので、その辺の整理が必要になってくようかと思っております。

事業の類似性というところで、ちょっと異質かなと考えておりますけれども、出資法人改革の基本的なスタンスというのは、余りそういう前提を置かずということですので、検討させていただきたいとは思いますが、統合というのはやや離れた感じかなと考えております。

岡委員

今、林業公社が、林業危機ということで、200億を超す負債があるわけですね。230、240億かな。いずれにしても、大変な状況であることは事実でして、この林業公社については、つくるときから問題があったんじゃないかと感じているところもあるわけです。ですから、積極的な対策について、ぜひ検討委員会の中で努力をしていただきたいことを要望して終わります。

他委員の質疑・意見 な し

(出資法人全体について)

安本委員

私からは、県出資法人の改革推進プランの進捗状況について伺わせていただきたいと思っております。

委員会の初日に総括説明の冒頭で企画部長の方からも触れられていたと思っておりますけれども、出資法人につきましてはこれまで何回か過去見直しがされてきているということです。最近では第二次行革プログラムの中で、県出資法人の抜本的な見直しの推進ということで、平成17年度末に県出資法人改革推進プランが定められて、18年から20年度までの3年間で、重点項目、また、数値目標も定めて改革が推進をされてきていると承知をしております。

その進捗状況については、本来ならば、以前の行財政改革委員会の中で報告されることになっていたのですが、知事が変わって今、新しい行政改革大綱の策定が進められている中で、改革推進プランの進捗状況についてはまだ発表されていないと思っておりますけれども、本プランの平成18年度、昨年度の進捗状況についてとりまとめがされているのかどうか伺います。

古屋企画課長

出資法人改革推進プランにおきます数値目標の達成状況と理解をさせていただいて、主要な項目を申し上げますと、今、とりまとめ中の部分もありますが、現在まで集計されております数値は、役員数の削減について11%という目標に対して現在、7.4%、職員数の削減8.3%に対して、18年度は初年度ですが、合計で8.3%を既に達成しております。それから、県からの支出金、これも削減するという目標を掲げていまして、11.2%、額にして5億3,900万という目標、これに対しては18年度末では5.8%、2億7,900万という状況です。もう一つ、各法人の管理経費につきまして13.7%の削減という目標を掲げておりますが、これについては、事業経費の中に、管理経費が散らばって入っているような体系をとっている法人

もありますので、分析集計中です。

安本委員

とりまとめがされているかどうかと質問だったのですが、数値目標の件について今おっしゃっていただいたので承知をしました。

次に、改革推進プランでは対象法人を選んで経営計画とか事業運営合理化計画を策定していないところは策定、または改定して法人の合理化等を進めるということとされておりまけれども、経営計画等の策定体系状況はどうなっていますか。

古屋企画課長

改革推進プランの作業スキームは、大きく4つほどありますが、その2つ目ということで、中長期的な経営合理化を図るべき法人として14法人をプランの中に位置づけをしまして、経営計画の策定・改定を実施することとしたところです。このうち11法人が18年度に完了してしまして、残る3法人につきましても今年度中に完了する予定です。

また、事業運営合理化計画、これも同じく18年度から20年度の3か年計画を、各法人でつくっていただいているわけですが、出資率が25%未満の株式会社と、当時廃止予定の法人を除いた40法人について計画を策定していますけれども、18年度中にすべて改定を完了して、先ほど申し上げた数値目標等も公表しているところです。

安本委員

最初の経営計画の方ですけれども、3法人がまだ未完了ということですが、具体的にはどちらの法人ですか。

古屋企画課長

一つは農業信用基金協会ですが、農水省、金融庁の方から経営健全性基準というものが示されていまして、この基準を遵守するための自主ルールの策定を18年度の決算数値を用いて定めるようにと、国の方から求められております。これとの経営計画の整合性を図ることが必要になってまいりますので、19年、今年度中で作業をしている状況です。

それから、二つ目の富士川地域地場産業振興センターですが、中小企業の高度化資金の貸付を受けておりまして、これの償還が20年度に終了するというようになっておりますので、関係する町からの補助金の継続ですとか、施設そのものを今後どうするのかということが改革の眼目になってまいりますので、今年度中にやはり検討をしているところです。

三つ目の道路公社につきましては、圏央道の開通等、経営環境の状況をよく見てということで、今年度、計画を策定するというところでございます。

安本委員

わかりました。さらに改革推進プランでは経営評価システムを導入して、結果を広く公表していくというふうにあります。経営評価システムの導入スケジュールでは、平成18年度、昨年度は10法人程度で試行を行って、平成19年度から本格実施するという計画ですけれども、その状況はいかがでしょうか。

古屋企画課長

経営評価システムにつきましても、出資法人改革推進プランの中で位置づけて進めることとしていまして、17、18の2か年で11法人について試行を実施しております。今年度は本格実施ということで、いわゆるPDCAマネジメント、計画・実行・評価・改善、このサイクルの確立によりまして、県民の皆さんへのサービスの向上、あるいは説明責任を果たすことを大きな眼目にしておりまして、現在、その作業に入っております。現在のところ、

各出資法人の方から自己評価について報告をいただいてヒアリングをしている状況でして、今後、内容を精査し、整理し、その上で経営評価委員会、それから外部有識者からなりますアドバイザー会議等にお諮りをして、その結果を踏まえて、経営状況に応じて個々の法人の指導監督を行ってまいりたいと考えております。

安本委員 平成17年度、18年度で11法人が試行されたということですが、これは試行段階から公表される予定でしょうか。

古屋企画課長 試行段階のものにつきましては、まさに試行錯誤でございまして、公表をいたす考えはございません。

安本委員 今年度から本格実施ということで聞いておりますので、そちらの方で内容が公表されるということで理解させていただきたいと思えます。

最後になりますが、この改革推進プランは、新しく今検討されている行政改革大綱の中で見直しがあるのかどうか、または、これはこれで3年間計画となっているので進められる方向なのか、現段階で決まっておりますら教えていただきたいと思えます。

古屋企画課長 出資法人改革推進プラン18、19、20の3か年を計画していますので、その内容は基本的に継承して大綱の中に盛り込んでいきたいと考えております。

安本委員 ありがとうございます。昨年この委員会でこの改革推進プランの推進について土地開発公社をはじめ、累積債務を抱える法人の大半が単年度収支黒字になるという答弁もあったということですので、本プランについてあと2年、しっかり推進していただきたいということを申し上げて私の発言を終わります。

他委員の質疑・意見 な し

その他 ・委員長報告の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

県出資法人調査特別委員長 保 延 実